

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成17年7月7日(2005.7.7)

【公開番号】特開2003-157817(P2003-157817A)

【公開日】平成15年5月30日(2003.5.30)

【出願番号】特願2001-357203(P2001-357203)

【国際特許分類第7版】

H 01M 2/10

H 01M 2/02

【F I】

H 01M 2/10 K

H 01M 2/02 Z

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月28日(2004.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

側枠体と上枠体と下枠体とを備えた蓄電池収納箱用ユニットケースにおいて、側枠体は板状の側枠本体と側枠本体の縁部に形成された側枠壁体とを有することを特徴とする蓄電池収納箱用ユニットケース。

【請求項2】

側枠本体と側枠壁体とが一体成形されたことを特徴とする、請求項1記載の蓄電池収納箱用ユニットケース。

【請求項3】

上枠体と下枠体とが同一形状であることを特徴とする、請求項1又は2記載の蓄電池収納箱用ユニットケース。

【請求項4】

上枠体と下枠体とが対称に配されたことを特徴とする、請求項3記載の蓄電池収納箱用ユニットケース。

【請求項5】

側枠体と上枠体と下枠体とが、リベットまたはボルトナットで結合され、前記リベット又はボルトナットは蓄電池収納箱用ユニットケース表面から突出していないことを特徴とする、請求項1、2、3又は4記載の蓄電池収納箱用ユニットケース。

【請求項6】

上枠体と下枠体との間に、両側枠体に係止された棚板体を備え、棚板体の両端に形成された係止手段は、前記両側枠体間の、棚板体面に平行な、仮想中心線を回転軸として、180°回転対象に配したものであることを特徴とする、請求項1、2、3、4又は5記載の蓄電池収納箱用ユニットケース。

【請求項7】

請求項1、2、3、4、5又は6記載の蓄電池収納箱用ユニットケースを複数組み合わせてなる蓄電池収納箱。

【請求項8】

請求項7記載の蓄電池収納箱に屋根部材、側壁、扉部材の少なくとも1つが付設される蓄電池収納箱。

**【手続補正2】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0014**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0014】**

同一形状の上枠体と下枠体とは同一の枠体部材から切り出すことにより得ることができる。

**【手続補正3】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0015**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0015】**

さらに、前記上枠体と下枠体とは、断面が略L字状に形成すれば好適である。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0016**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0016】**

第4の発明は、上枠体と下枠体とが対称に配されたことを特徴とする、請求項3記載の蓄電池収納箱用ユニットケースである。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0017**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0017】**

側枠体と上枠体と下枠体とはリベットまたはボルトナットで結合することができる。

**【手続補正6】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0018**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0018】**

第5の発明は、下枠体と側枠体とはリベット又はボルトナットで結合され、前記リベット又はボルトナットは蓄電池収納箱用ユニットケース表面から突出していないことを特徴とする、請求項1、2、3又は4記載の蓄電池収納箱用ユニットケースである。

**【手続補正7】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0019**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0019】**

第6の発明は、上枠体と下枠体との間に、両側枠体に係止された棚板体を備え、棚板体の両端に形成された係止手段は、前記両側枠体間の、棚板体面に平行な、仮想中心線を回転軸として、180°回転対象に配したものであることを特徴とする、請求項1、2、3、4又は5記載の蓄電池収納箱用ユニットケースである。

**【手続補正8】**

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

第7の発明は、請求項1、2、3、4、5または6記載の蓄電池収納箱用ユニットケースを少なくともひとつ以上組み合わせてなる蓄電池収納箱である。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0021

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0021】

第8の発明は、請求項7記載の蓄電池収納箱に屋根部材、側壁、扉部材の少なくともひとつが付設されてなる蓄電池収納箱である。